奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和4年 6月13日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県児童扶養手当·特別児童扶養手当支給業務委託

(2) 業務内容

奈良県児童扶養手当·特別児童扶養手当支給業務委託 一式

(3) 委託上限額(消費税及び地方消費税を含む。)

令和4年度 10,961,000円(長期継続契約)

令和5年度 17,635,000円(長期継続契約)

令和6年度 17,661,000円(長期継続契約)

令和7年度 7,330,000円(長期継続契約)

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年8月31日まで

(5) 履行場所

奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課内

(6) 業務の仕様等

別紙「奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託に関する仕様書」(以下、「仕様書」) による。

第2 公募に参加する者に必要な資格

参加申込書提出日において、次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する法人が、この公募に 参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号) による競争入札参加資格者で、営業種目Q7「諸サービス」に登録をしている者であること。 (ただし、登録申請中で参加申込書提出時点において登録が認められた者も含む。)

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)

電話番号0742-27-8908 (ダイヤルイン)

- (3) 企画提案書提出期限時において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 申請受付業務に関し、公告日から過去5年間に国、又は地方公共団体と業務の委託又は労働者派遣に関する契約について、年額10,000千円以上の金額で締結し、適切に業務を行った実績がある者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与に関する認定を受け

ている者であること。(ただし、登録申請中で参加申込書提出時点において登録が認められた者も含む。)

第3 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「第2 公募に参加するものに必要な資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、期日までにその補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

第4 手続等

1 企画提案説明書等の交付場所、参加申込書及び提案書等の提出先、契約を担当する部課等の名 称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課放課後児童・手当係(県 庁本庁舎3階)

電話番号 0742-27-8606 (ダイヤルイン)

- 2 企画提案説明書等の交付方法等
 - (1) 交付方法

奈良県奈良っ子はぐくみ課ホームページに掲載します。

http://www.pref.nara.jp/1648.htm

(2) 交付期間

令和4年6月13日(月)から令和4年6月23日(木)午後5時まで

3 参加申込書の提出期限

令和4年6月23日(木)午後5時

4 提案書の提出期限

令和4年7月4日(月)午後5時

第5 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。
- 2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

3 契約書作成の要否

要します。

4 受託者の決定方法

提出のあった提案書等について、奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託選定委員会の審査により、最も優秀な提案を行ったものを選定します。

5 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注してください。

5 契約の不締結

受託者決定後、契約締結までの間に、受託者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 受託者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び(4) に掲げる場合のほか、受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

6 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合には契約を解除することがあります。この場合は、 契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 提案書等の提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき
- (2) 契約者に重大な瑕疵があるとき
- (3) 契約者に業務遂行の意思が認められないとき
- (4) 契約者に業務遂行能力がないと認められるとき
- (5) 契約者について 5 の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき(なお、5 の (1)、
 - (3)、(4)及び(5)中「受託者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。)

7 その他

詳細は、企画提案説明書等によります。